



水戸黄門仁徳録  
全

091403-000-2

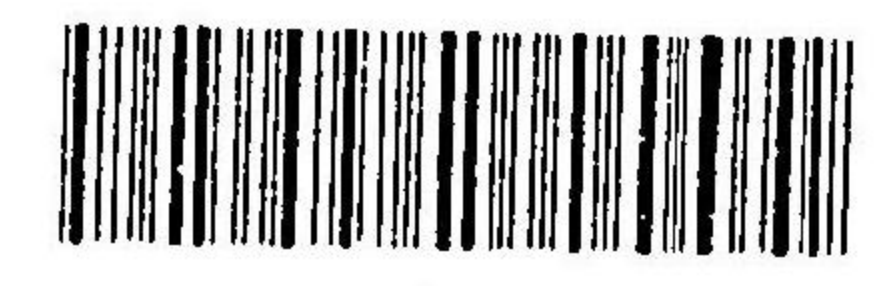
特12-311

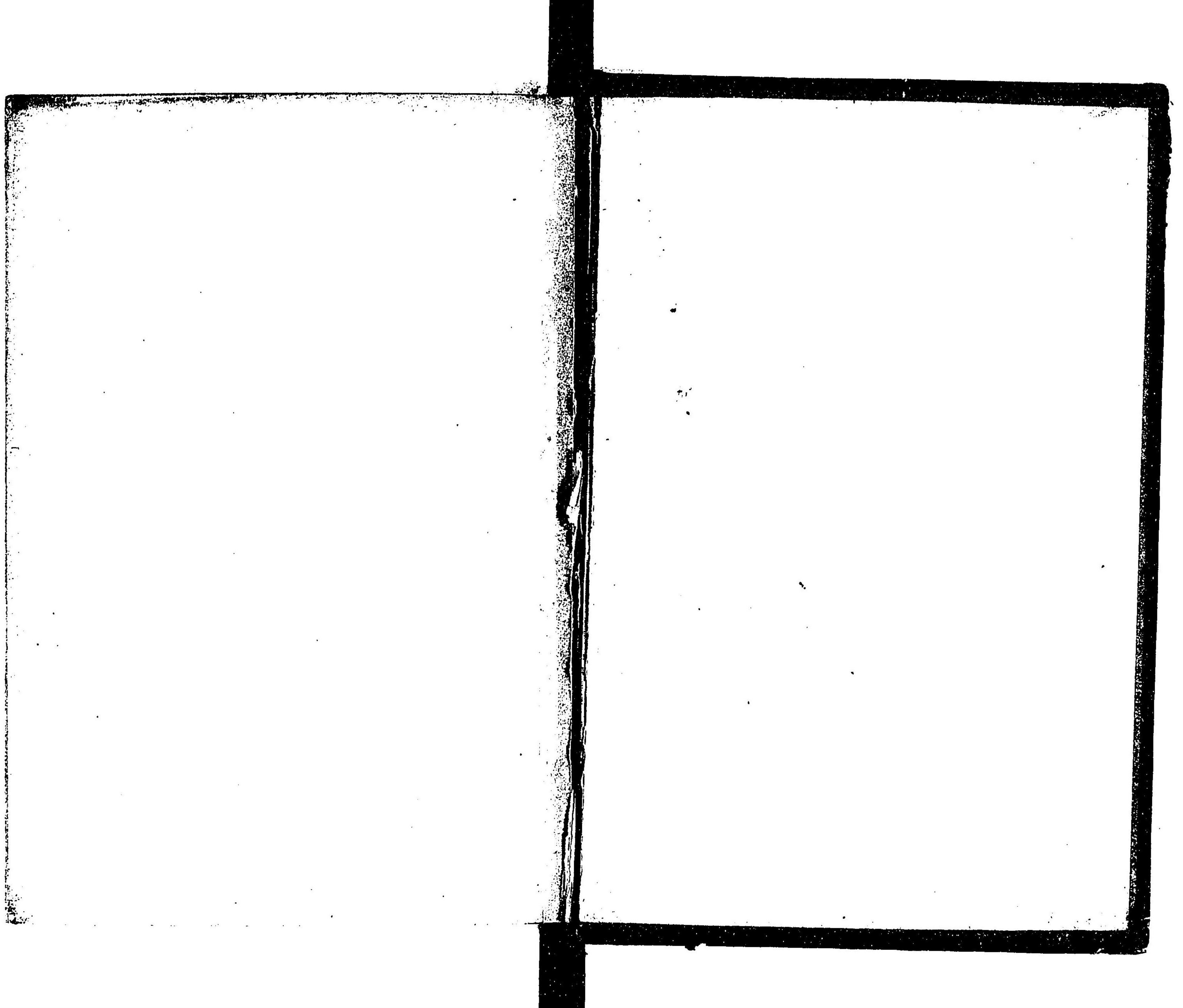
水戸黄門仁徳録

礪川出版

M23

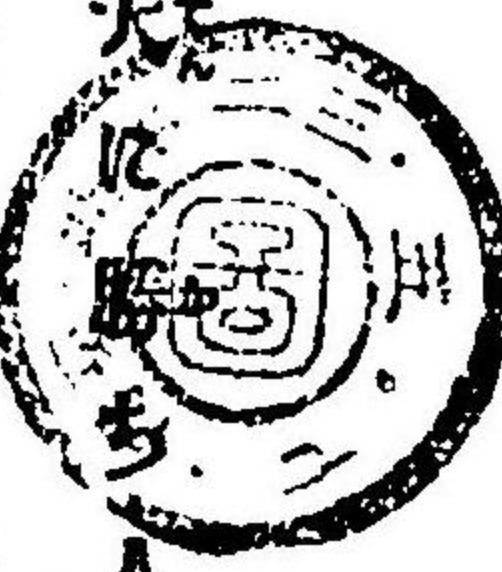
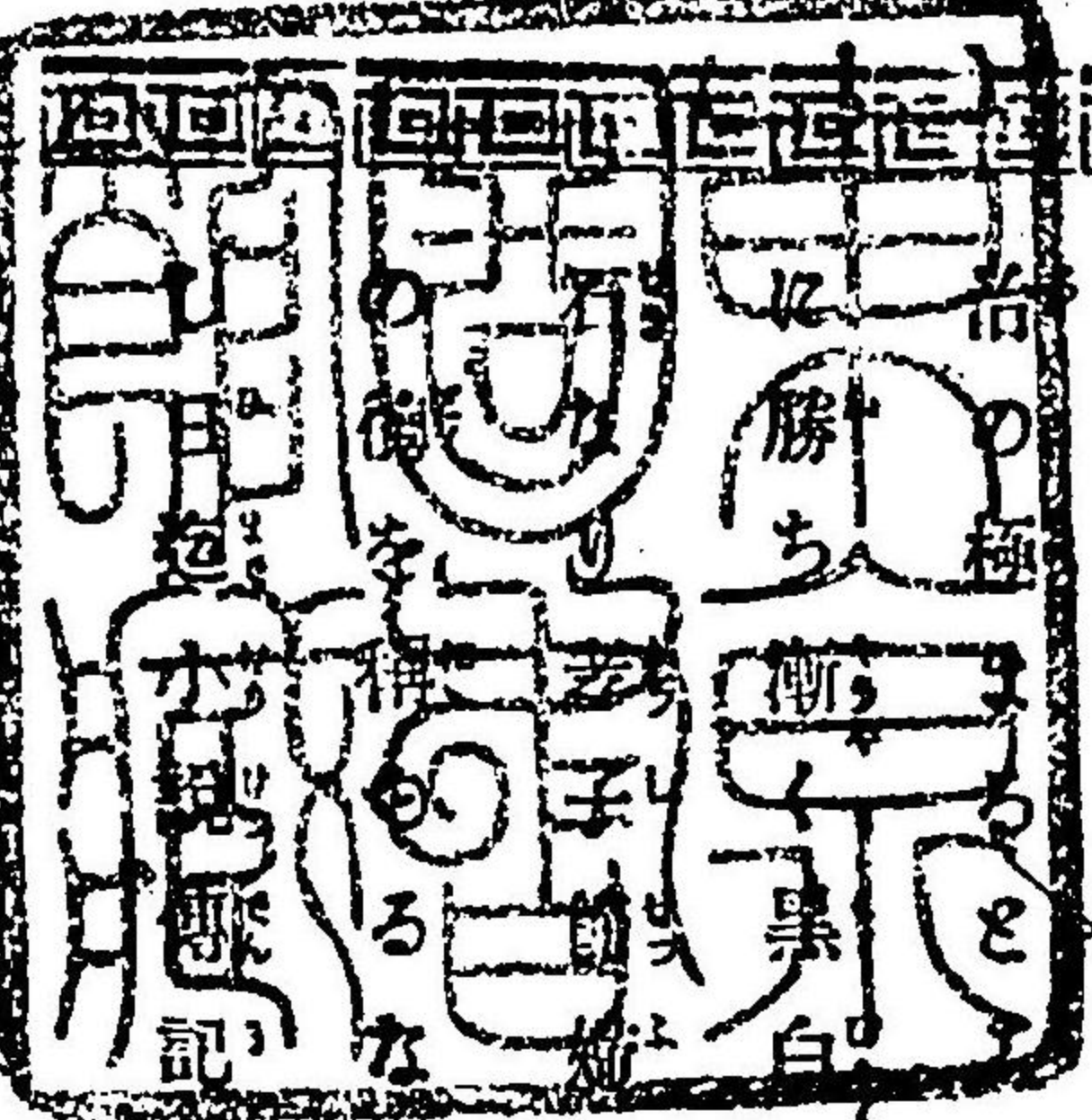
DBN-2308





序

103294/23



ろ亂の罷むところ忠不忠相敵し天に勝ち人  
 判然善人勢ひを得て決す忠臣賢相の國の柱  
 家の珍寶あり今人賢相を以て岡の西山公  
 らん公の事跡許多有りて歌舞伎座にて演せ  
 眞偽混す今又是を一本にせし金瓶子の  
 八幡知すの籤程に人を迷はす名文ありや夫  
 の鐘が淵の底までも探らず序ばかり助る座頭役成田屋氣取  
 りに木無しの幕のあつさりと記す

忍が岡 鶯 亭 金 升



水戸黄門仁徳録目録

- 第一回 水戸家御家譜の事并於勝の方懐妊の事
- 第二回 松屋又左衛門誠忠の事并鶴松君江戸表下向の事
- 第三回 頼房卿鶴松君御對顔の事并鶴千代君御名代の事
- 第四回 鶴千代君明智御分地沙汰の事并家光公御他界の事
- 第五回 四代將軍御他界の事并光國卿酒井雅樂頭へ御尋問の事
- 第六回 雅樂頭大老職御免の事并光國卿水戸西山へ御退院の事
- 第七回 西山御譜請の事并仙臺公年貢金借入らるゝ事
- 第八回 淺草三軒町出火肴屋久五郎の事并西山公御仁徳の事
- 第九回 隅田川釣ヶ淵由來の事并釣鐘引揚の事
- 第十回 下総八幡宮の籤八幡知らずの事并鹿島要石の事
- 第十一回 西山公御船難風に逢玉ふ事并西山にて御逝去の事

水戸黄門仁徳録

第一回 ○水戸家御家譜の事並に於勝の方懐妊之事

徳川天下の柱礎を固め副將軍と立られ給ふ水戸家の御家譜は悉けなくも家康公十一番目の御公  
 孫に給ふ御幼名を鶴千代君と申上御末子故に取分て御寵愛深く入せられ殊に御聰明に在  
 らるれば未だ世に思ひ及ばぬ御母君の榮正院に梶の方と申せり二代將軍秀忠公へ家康公よ  
 り申すの御遺言を鶴千代君は木子の事故十六七才にも及びなば家康公二十萬石を限り官位へ從三位  
 中納言迄に與ふる御願の御事なすに定りては常陸の國茨木郡水戸城の城主となして徳川の副將軍と稱ふべし常江  
 戸表に定府と申すに御代々府の政事には必ず關係致させよ又其家の格式は尾張紀伊より重くすべし  
 天下の政事の大事は必ず定むべき御事なすに御家は御定府にて江戸表に在坐て何事に寄らず肝要の御評定に  
 らる將軍並に尾張紀伊の御家水戸家の御家は御定府にて江戸表に在坐て何事に寄らず肝要の御評定に  
 家御事  
 はいつ迎も水戸家の御差圖請し上事御治定に成たりけり時に元和七年秋八月鶴千代君御年十  
 六歳にならせ給へば則ち家康公御遺言の如く御任官在せられ水戸左衛門督從三位中納言源頼房  
 房卿と申奉つり常陸國水戸に在りて二十八萬石を附與せられ後三十五萬石とあらせ給ふに御任  
 國以後御領地へ御繩を入られ渠量御覽せられし七萬石の御打出し有しに依て御高へ結ばれ三  
 十五萬石と云ふされける却て説元和五年三月二代將軍秀忠公御上洛在せらるゝに際此際鶴千代君  
 は十四歳に渡らせられ駿州府中の御城内に在坐しを御同道にて御上洛ありしに禁中御首尾萬端

宜ましく御供の大小名へも近衛關白殿下より夫々へ御土器を下されて残る方なき御首尾ふて滞りなく御暇下されけるにぞ秀忠公の既ふ下落に及ばせ給ふ時に上意のありけるハ鶴千代事は一兩年此儘在京致させて堂上方を見習歌の道も通曉せ萬の事を終業なし然るべしとの上意に鶴千代君ハ畏まり奉つるを御受あるに二條の御城へ御殘し置れ給ひて御付にハ中山勘解由太田新六郎鈴木玄蕃等を付し給て江戸表へ還御遊ばしける是より后ハ鶴千代君も歌道を日野大納言祐矩卿に學び給ひ又蹴鞠ハ飛鳥井家其外御風流の御修行は日々夜々に御油断なく御替古遊ばしけるに早十五歳にあり給ふ此時二條御城の御奥向御付の女中多きが中に御中老ハ勝殿とせしハ其素生ハ京六條松原通り堅井町々家の娘なりけるが傳手を求めて二條の奥向へ御奉公に出けるに年ハ十九の若の花心伶俐其上に京都育の事なれと姿も優に臍關て書讀事も日頃より好て殊に絲竹の道にも長たれと諸人に矜つて萬端誣直て最も艶き性質なりしに折節夏の夕暮に鶴千代君ハ御一人納涼ませうれて在坐しが不圖御庭へ下立給ひて其所よと歩行せしるを御付の人々如何をしけん心も付でありし程ハ勝殿ハ心付れ急速手燭を點燈つて是を携へて若君の御先ふ立て那地此所を御供なまて有けるに御泉水の彼方ある三角の亭と稱呼なせる御茶屋へ休憩給ひたり抑此亭ハ信忠公の御物好にて柱は南天樹天井ハ神代杉の一枚板四季の草花書き帝の御製も書添られ有是より和歌御話の末遂に勝殿と戯ふれ給ふ時戀に貴賤の隔なく其後しばし御情の御言葉へ給りけるがかりし程に御胤を妊し御妊娠との御沙汰是を聞る中山太田驚かれて御局なる高橋殿と御内談有り御大切成御胤故ハ一同心痛當惑なしける翌元和七年關東よりの上意にて鶴千代君江戸表急下向あるべきむね宿次を以て仰越れし也若君ハ中山高橋

に局を密に召され勝事は矛が胤を妊せし故に安産を致迄朝元へ預け安産の上は如何様とも計らひ吳よと一尺一寸の左文字の御短刀を下され安産の上ハ此品を以て何時なり共親子の名乗致し遺すと又内々御勝方ハ面會有能々御慰の上金子三百兩渡されけるハ勝の方も豫て承知の上ながら涙にくれて御別れ申上げる扱鶴千代君ハ關東へ御下向四月十二日曉二條の御城御發駕有程無任官迄相濟て常陸水戸の大守とならせ給ひ則ち天下副將軍と稱し奉つる然るに未だ御腹中の定まりませぬば二代將軍秀忠公の御計らひにて京都二條左大臣政兼卿の姫君を御養女と遊し給ひ水戸へ御入興ありて御腹中を定められ程なく此御腹に若君御誕生在せられ上下の家臣歡び替るにもものなく恐悦中上げる扱若君の御名を父君の幼名を其儘につる千代君と申奉つる是なん水戸家二代の大守從三位中納言光國卿とて今の世迄賢人と人皆稱し奉つり老年水戸西山へ御隱居遊されける故西山公と稱し奉るハ此君の御事なり扱亦二條の御城より御暇給はり我宿へ下りしお勝殿ハ父親は死去り今ハ母親ばかりして下女一人召使ひ何不自由もなく暮しけるが近き所の商人小松屋又左工門と云者あり吳服太物を日々出入場へ背負行き商ふを業とするもの全ハ他所に住居ければ勝殿の母親ともこん意になし或日母親に尋けるに母も今迄の有し事ども包まず話何を云にも女小親一人子一人心細さは限りなし其許憐ハ一ツ住居の如く心安く致したる事あれば此上とも何ぶん御世話下され度と涙と俱に染々と願ければ又左工門も心の中に思ふ様此御方を世話し御安産遊ばされたる其上に猶又信實を盡しなば我等が爲にも悪敷事ハよもあるまとい俱々に打喜悅御勝殿を我姪と披露して是までよりも何くれと心切に世話なしける折て月日

に關守なく最早臨月となりしかば親子諸共又左衛門方へ引取夫婦互ふ晝夜心を盡し甲斐ありて  
 元和八年十一月下旬安くと産の紐を解玉の如き男子御誕生ありければ親子は云ふ及ばず松屋夫  
 婦の喜悅大方なるとざるのみか勝殿も血の氣もなく日立給ひける七夜の悦も近邊へ蒸物杯配り  
 又左衛門申よふ此君御名を何と附可とすに勝殿何卒つると云字を一字是非共に付申上度と有  
 故然ばつる松君と申上奉るべしと二々方共御無事に悦あれはかなしと其翌年二月の初勝殿  
 母親不圖風の心地として打歌醫藥の験もなく老病とて全下旬終に死去なりけり野邊の送りも濟又  
 左衛門方へ勝殿を引取夫婦は何れと世話仕る勝殿も唯若君御成長を明暮樂しと暮しける  
 早其年も五月と爲ばつる松君初の御祝義成又左衛門豫し心掛置たる我家の表へ大幡吹抜杯を押  
 立立派に飾り幟は白き絹に朱を以て丸に三つ葵の御紋染出し都合五本其外吹抜にも三つ葵近所  
 の人々是を見て皆不審く思ひつる京の町中評判となり我もく見物しける町奉行久貝因幡守  
 殿へ下役人より此よし申上る故早速奉行より又左衛門を招き一應尋問たると又左工門申上  
 るは彼の幟へ三つ葵の御紋を染抜ても苦しからざる御証據の品あり其譯の私姪かつとす者の  
 腹より御誕生有し若君初の御祝義仕此上不審思召するなれば御証據御目に掛んと返答なす  
 に段々取調の處先年姪勝殿二條御城大奥御中老役勤居しが鶴千代君様の御情を請て慶妊あせし  
 に先般若君開東へ御下向し付暫時の間私方へ殿を御預け仰付られ其内月満て若君御誕生遊ば  
 しとるに私方此旨趣申上るも御催促がましく恐入ひ故御沙汰相待處初の御節句に相成心ハ  
 かりの御祝義仕し御不審に召思は關東へ御伺も苦しからずと明細に申ければ因幡の守殿然らと  
 追手呼出すべしと仰渡され御戻しの後京都所司代板倉周防守殿へ申上板倉殿御証據も有よしな

れと早速調方江戸表御老中へ達せられ内々水戸殿の老臣の内を御吟味下さるべしとの事月番御  
 老中土井大炊頭殿水戸殿老臣中山備中守を召寄せられ所司代板倉殿云々のよしを御尋の處其儀  
 一と覺あり同役太田攝津守と連印番付も渡し置し併し其後沙汰も無き故如何と存居し御上ふて  
 御吟味下さるべしと拙者方にて仕みや斯様成事にはよく下さるに如何成巧をなさんも知れずと  
 中上より早速此由京都板倉殿へ申達せし故京都を調いに全御胤相違無之然る上御館へ御  
 引取に相成可や但し御邊達の存寄にて是あるやとの御尋に備中守が答に館の御胤に相違な  
 けれ共當時御腹に鶴千代君御出生最早御嫡子の御披露も相辨其處へ御引取と相成て何  
 かと混雜仕り御館も御取計ひ難く彼の方より沙汰の有迄内密に守護の者を附置べきかと存する  
 なりと御答申ける

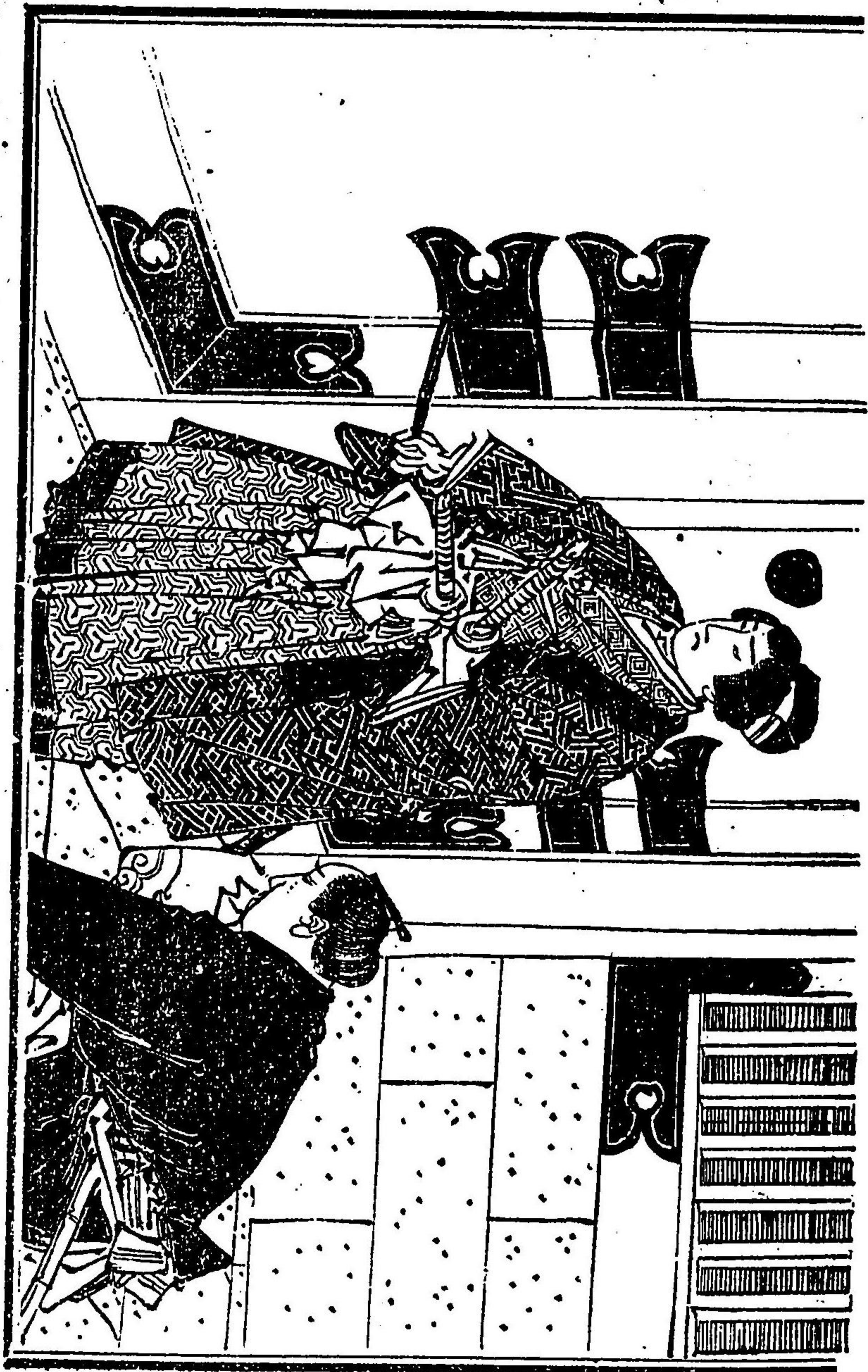
第二回 ○松屋又左衛門誠忠鶴松君江戸表御下向之事

土井大炊守殿も暫時御思案有しが横手を打成程御返の中さる處至極當然なり御沙汰なきを僥倖  
 拾遺と云にはあらぬと當時御引取相成ば御殿中の思召亦ハ鶴千代殿の御爲にも如何あたらんか  
 まづは内密に守護を所司代板倉奉行中に通じ當分は何事も沙汰なきと方宜かるべしと仰に備  
 中の守御申上御館へ歸られ其後又左工門は町奉行何の沙汰もなく御答めあらざれば  
 其儘に打過ける鶴松君も早五歳にあらせ給ふ然るに御母堂の勝の方當春の御氣分すれ給ふ夫  
 故諸寺詣出へ祈禱を願醫療を加へ心を盡して御看病申上れども其験なく五月下旬又左工門夫婦  
 へ若君の御身の上吳々頼むと涙に薄き夏の霜消て果なく成給ふ若君始先夫婦の愁傷然こそと思  
 はれける葬式も最町噂ふ營みて東本願寺寺中圓徳寺へ不葬ける又此よし板倉殿御老中へ御

水戸黄門仁德錄

六

達しに相成ければ此旨中山備中守へ仰渡されけるとなん又左工門の若君をば只大切に御養育申上居たりし早八歳に成らせ給ふに此年元和改元有て寛永元年此春より手習學文御修行の處手筋能次第に御上達折節の御戯れに竹刀を拵へ又左衛門御相手になり劍術の道を御進め申上荷且の御遊び事にも輕く敷事遊ばさず賤き事は露程も御目に觸る様不斷心掛るとぞ時に寛永も八年の春と成しに宿松君御年十五歳に成せ給ひしかば又左衛門は御幼年の頃も十五歳に成給へ、關東へ御供々世に目出度榮え給ふ様計はバやと待し事なれば其用意をぞ爲し萬一御取上はなきやも計れず其時命に掛ても若君を一度御世に出し奉つずんば生て再び歸るまじと決心面に願しつ、心の庭を打明て談しければ女房は是を打聞我儕も然ふと思なれ假令千年萬年立とも成就せざる内は夫に逢事決して有まじ随分共に精一ばい若君様を守護なされ御代に出し參らす様致さるべしと返答ければいふにや及ぶと勇立夫より日ならず悉々御支度も調ひれば三月七旬若君よりして夫婦の者へ御酒盃を下され目出度京都を御發駕あり江戸表へぞ下りければ先宿松君の御出立は下ふ白無垢上には黒の羽二重に三葉葵御紋付の小袖を着され紫純子の踏込に黒縮緬の道中羽織御大小の中身の波平行安なり中々に能も心を用たり又左衛門が立出に紺木綿の布子に脇差斗りをたばさみ草履取の休外に中間三人を雇ひ兩掛換箱を荷りせて上下儘に五人連住馴し都を跡に東海道を御歩行みて御下りにぞ相成ける此由兼て役人共々注進に依板倉殿も急ぎ江戸へ達し兩三人の密に御旅行警護致しける日數積りて三月十二日道中滞りなく品川宿へ御着に相成御着あるべき宿も定つらねを豫て又左衛門商用にて年に一度江戸へ下る際の際定宿京橋弓町家主治兵衛方と定めける治兵衛の兩三年も又左衛門の來つされ案事居し折柄故





大に喜び殊更町噂ふ取扱へば先四五日道中の勞を休めつる松君へ當地の見物爲せ參らせ度思へ共未御身の上極らぬ事故輕く敷御他行は如何と明暮宿にぞ御在ける亭主治兵衛は今度同道なしたる少年は公儀の御紋付たる衣服故不審に思ひ種々尋れ共又左衛門も明かに此度の事の咄しもせず只小石川邊の御屋敷へ近う御供をするをばかり然るに三月十八日事治兵衛に向ひ今日日柄も宜敷儘若君様の御供中石川へ參るあり就ては兩三日歸りの程も計り難く三人の供は宜敷頼置たしと云ふに治兵衛は分らず乍も承知仕けり夫より直に又左工門へ下女に握り飯を三四十握へて豆の粉を付ケ随分ども堅く握りて給はれと頼むに下女も不思議乍つつけ物を添紙に包渡すに又左工門吳服紙へ包幾箇ふもし袂脊中へ藏し紺の布子に素足に草鞋掛にて脇差ぶつ込長サ一尺四五寸黒塗の箱に金蔀繪葵の御紋付たるを淺黄の服沙に押包最大切に是を持鶴松君は御下向の通りの御出立にて小石川水戸殿御館へと立越給ひぬ是寛永八年三月十八日の事にして又左工門豫より申上置つる事を見へつる松君は水戸殿表御門ふ立向ひ又左工門へ雨落の敷石際小跪踞きて然も恭々しく彼箱を左りの手ふ差上げて平伏して扣へたり御三家表門には遠見同心有今此有様目に付往來の者と思ひしに表門扉の前に立寄故に通られよ通つしやれと聲を掛け鶴松君は耳にも掛ず又左工門大聲揚て中様徳川鶴松丸殿京都より下向あらせられしなり門を開候へと四方に響き呼ばりたるに門番遠見同心大さふ驚き早速御小人目付立出何人にて候やと尋るふ是ハ鶴松丸殿と答ける此旨幕番所まで訴へ出るに當番杉浦惣左衛門打聞つる松丸殿に何人なるや此方に存せぬ御名前なと其様子を明細に尋ければ小人目付中様御年の頃ハ十四五歳人品氣高若衆にて尤族の者と見へい得共御紋服を召下郎一人召連うれいと聞先某が立出尋申へ

しと供廻り十二三人にて立出づる松丸殿は一向見向給て扉の方向で立給ふ處へ惣左衛門進み寄是ハ水戸殿御屋形の表御門にて只一僕にて開門とは仰らる、仔仔細を仰せ聞られよと云は若君御覽有て其方ハ水戸殿御家來ふて有べし姓名ハ如何と御尋に杉浦惣左衛門と申大番頭の上由中上れば然らば相應の身分の者ならん我ハ徳川鶴松丸なり此度關東へ下向致したり開門の上其方案内致水戸殿へ御對顔致させよと仰せければ杉浦思わす手をつき頭を下委細畏み奉ると御答へ中早門内へ入老臣部屋へ立越て委細達しける程に山野邊中山始として豫て御下向を所司代も達しも有之扱こそ今日申入來思ひなかり杉浦は知らざる事故驚くべまど中山備中守もあらまじや聞せけり斯て備中守ハ大守の御前へ出右の旨趣落も無委細に申上れば君には暫らく御勘考有て仰には杉浦に申付つる松丸へ申べし當家表門の儀は當公儀の者たりとも布衣以下の者は出入致させず是に因て開門ハ相なはず裏門を通せし尤案内の者を申付べき間其者に隨ひ通るべまど又渠裏門より通りなば内立關へ通し置當家物頭嫡子の目見への例を以て對面申付べしと仰ければ中山畏り奉つると杉浦へ申渡しなれば物左工門早々御門外へ立出御下向の儀御披露ふ及ひ早速御目見へ仰せ付するべき由なり併し當御館の御定めにて布衣以下の者何様の事有とて表御門は通らざる例也る裏御門より御通り有べしと申上げればつる松殿我若年にて殊更當地ハ初て來り未上への披露は是無身故無位無官なれ共擬似もなき徳川の正統の身に有ながと何ぞ表門より出入のならざる事の有べきや地下家來同様御取計ひを蒙るべき理由なれば此段を上へ申て是非とも開門致べし何様仰せ付られても犬潜り同様ある裏門へ入事ハ仕つらねば此段能く申べしと其後ハ決して御承知なれば杉浦今の爲方なく聲く御門内へ歸り來

り此由中せバ中山備中守城や千金の子ハ市に死せずと流石東照神君の御血筋の程顯れて旨趣感  
 必せりと此段大守へヤ上るに殊の外御賞美有て氏より育とせせ予が胤にもせよ胎内より市中  
 に生育し故如何やと心愛思しよ、試みたるに志操の賤しかうざる處あり適健氣の申條殊に傳く  
 者ども心を用ひて養育せしと相見へたりと御喜有て備前守少しく存するむね有は先其儘  
 門外に捨置べしと依て中山杉浦老臣等重て御差圖有までと捨置る其日を晝過るれども御沙汰  
 有ざりしが鶴松殿を又左衛門も更に退屈の景色無門前に立給ふ時又左衛門用意の握り飯を差上  
 るに少しも臆する色なく是を聊か召上られ湯茶もなければ其ま、に包し紙にて口の邊りを拭は  
 れ元の如く門に向つて立給ふ又左衛門も握飯を食ひて后敷石際にて手をつきて扣へし様は殊勝な  
 りと一同感心仕ばかりなりと中山殿より兩度迄大守へ伺ひ上られたれど深き御賢慮にや先々  
 とのみ仰せ有て時刻を移し給ひけるが早申刻過に成りければ中山殿始老臣の面々内評定し如  
 何にも御勞はしき事なれば重役の内一兩人出表御門へ開門無之故通用御門へ御入有て目出度  
 御目見へ在せらるべま太田攝津守五千石杉浦同道又申上るに若君理を以て以前の通り仰せ  
 られ中退をさ給ふ氣色なく悠然として立給ふ心も勇々しけれ夫々漸く御殿にお燈灯の出る頃  
 になり御屋形の御意にて備前守を御前に召れつる松事ハ今以て門前に扣居事やとの御尋ふ老臣  
 共再度裏門へ御通りの由申上り處若君御立腹にて皆と恐入今以て御立なされいと申上げれば然  
 りつる松が申旨に任せ表門を開通し申しと仰せられける

第三回 ○頼房御鶴松君御對顔之事并鶴千代君御名代御願之事  
 扱も御館の御意ふて表門の二の門迄高挑燈を數多く左右に燈し物頭諸役人麻上下にて嚴重に控

二の門内を玄關迄の家老用人共相扣式臺の上にて中山備前守山野邊主水正太田攝津守小山修理  
 亮等美しく用意をなし先小山修理亮雜賀市正兩人俱廻りを召連御門外へ立出懸懸に申上げる  
 ハ今朝より御入來に相成り處開門を仕つとざる法式故數度御斷り申上げても御承引はなく是非  
 開門之儀仰せらる、ふ因て我々共御館へ種々御取成申上漸く御開濟に相成只今御開門仕つ  
 れば鶴松君は太儀とはかり仰せに兩人は思ひすハット平伏し市正高聲に雜賀市正開門と呼はる  
 程に急ち御門を八文字に押開く鶴松丸殿は門内御覽有るに高挑燈星の如諸士整ととして遠山の  
 霞の如く也しも少しも愕く御氣色なく兩人案内せよと其中を見向も爲給す通られける玄關ふて  
 ハ中山山野邊姓名を演御案内と申上るに此時始て兩人太儀御前へ披露の儀願むと是を御納戸部  
 屋に御入有て御召替是は兼而所司代の通達有は老臣共内々御用意有扱こそ今日火急の御手支  
 なく行届たる趣きなり御紋付の熨斗目長御上下着用遊ばせられ又左衛門は彼の御箱を左文字一尺  
 一寸の御脇差を差あげたり又左衛門其方へ是にて控居るべしとの御意にて御座の間へ通り給ふ  
 此時水戸御館并に御嫡子鶴千代君御父子御着座有左右は御側御伽の御近習麻上下にて列座なし  
 中座へ御附の老臣續て御家の老職御用人諸番頭物頭遙下つて諸士數百人列を乱さず並居た  
 り鶴松君少しも慮し給はず徐々御座の間御敷居の内御座を占備前守御指圖申御前に向申上げ  
 るに此度徳川鶴松君關東御下向相成只今御目見えと披露せられ鶴松君無言ふて御平伏あり此  
 時御館仰出さる、機其方儀仔細有て是迄京都に罷在此度當地へ下向に及び今日始て父子對面  
 致す條予が喜悅是に過す思ひの外健康にて殊に諸事の取廻し拙かうぬハ予に於ても満足致と仰

有鶴松君はハット平伏遊ばし私義はまで在京致せしも幼年にして母に後れ松屋又左衛門と申母の縁者町人に候へ共甲斐く敷今年まで養育致し與い處早十五歳も相成り故御館慕ひしく右又左工門召連下向致いに早速御對顔下し置れ冥加至極有難仕合に存奉つるを辨舌更に淀み無水の流る、如くや上ければ御館始並居る一同感じける早速御事有重て仰せに是在鶴千代の其方の爲には連枝に當る者なれ共是は雁中の腹と云且又上へ達せしにも嫡子と披露せし上に向後其方の連枝の並に思われ萬事慎みて然るべし近々上へ申上分地の願も出ずべしと仰の上御酒盃を鶴千代君へ下され其方々つる松へ遣すべしとの仰あり此時鶴千代君仰に御館の仰ふて鶴松丸殿の儀承り驚き堪ず夫に付ても御當家に限らず上を始諸大名に至るまで父子兄弟の儀付てハ假令腹ハ如何様にも一日よりとも先なるを是正統となし嫡子とあし給ふ儀ハ珍らしのらす私事ハ御館中の御腹にもせよ御館の爲ハ大男に相違あつされは是迄鶴松丸殿御在京有しを誰有てや聞せし者も無因て私御嫡子と存じ御家督には相立共新も目出度御下向の上は鶴松丸殿を御家督に立參らせ然るべきか私こそ連枝御扣として分地の御沙汰偏へ願奉る禮を失ふ不義者に相成段残念至極に存じ奉るも有れば御館重て鶴千代の中處理の當然にはあれ鶴松の生立事ハ諸士の内をいて誰知者なし只備中攝津修理のみ成又御邊事は雁中の腹に出生なすと云且上の役人に迄嫡子と心得御目見えまでも相辨上て今更改難し親兄の禮を思はるハ道理ハ當れ共御邊の望みに任せなれば彼是外に不都合を生じて事六ツかゝれば唯此ま、と仰けれ鶴千代君は中々御承引無体なれば備中守席を進み慎んで様御親兄の禮を重んじ給ふハ云ば内話の小事也大事と申其次第は君の御家督世上一同知る處鶴松君御家督となす時ハ御

大切の家柄不取締りの儀に聞へ自然と御威光薄くなり我々共に至る迄世上へ對し相濟さる義第一には御館機御若年御身持宜からざる風聞仕旁々以て御賢慮廻らせ是迄通り當御家督を繼せ給ひ鶴松君ハ御連枝となす御分地下されなれば別に御一家御取立有目出度御榮願はしく兎も角も御館御召通り順がひ遊す方御孝道の一つに相成すべしと申上るに山野邊太田小山等も今備中や上しを御承引下されなば恐悦至極に存じ奉るも詞を捕中上るに鶴千代君然る上は予はいても爰に一ツの望有如何是迄通り家督相續すべし鶴松丸殿御代に出給ひ嫡子出生有時ハ予は兄みを敬ふ心を諸人に知らせん其爲に夫を直様予が方へ引取りが嫡子と披露仕て當家三代目を相續致させ申可しとの仰せに御館始上一同中々尋常の及ぶ處にあらす誠ハ道理至極なと萬代不易有難思召ぞと申る御兄弟目出度御酒盃事相濟諸士一同萬々歳の御祝詞や上其日の一同退出なす御館は又左工門を御前へ召され厚御稱譽あらせられ後御手づから御酒盃下を置れ御請中次へ引れける備中守ハ鶴松君を御籠中へも御對顔有れば委細の事聞し召れ御機嫌よろしく御酒盃事あつせられ飯御住居に入せられ夫々御家臣の面々に御酒盃下し置れ某ハ關東は始ての事諸事宜敷引廻し與る様と叶時なる御詞一同恐入奉る夫々御附人ハ誰々其役々仰付られ其夜ハ一同宿所へ退出いたしぬ明る三月十九日中山備中守山野邊主水御傳雜賀孫市御目附野中三五郎右名高き家柄の面々同道にて御老中方を廻り別して土井大炊頭殿へ館ハ御内意を述歸邸に及ばれける夫より鶴松殿へ松岡平次郎とて諸藝禮式を心得たる者を遣はされ式目諸禮委しく御指南に及ばれける御發明をれば一を聞て萬を悟り又日々武藝の誓古遊ばしける扱土井殿ハ中山其外ハ届出の旨趣早速登城致され御同役永井右近太夫殿初め御老中御大老酒井讚岐守殿出仕

あり御内評の上將軍家光公へ上聞に達せられける此節ハ未御三家方に御分地と云ものなく始て  
 御評定一決せず然るに永非殿中さけけるハ新様成事ハ再あるまじ萬一出来致せし時ハ先例  
 として取計らふハ必定なり能々詮議を盡せし上評定致ねば後々の御爲悪しかるべしと申され  
 ける阿部豊後守殿中さるハ免も角も東照宮の御血脉なれば輕々敷ハ計り難き然迎多分の御  
 領地を進せらるべき筋なれば當分御賄料として二萬石關東の中ふて進せられては如何やと  
 申されける大老初免段々評定の上二萬石にて宜敷是るべしとの事故彌々是に一決して安藤  
 對島守を上使として屋形へ差向らる上使請式の如く町噺に水戸殿出迎遊ばされ書院上段に  
 通られなる安藤殿上意の趣申さるハ此度大男鶴松丸へ分地の願申濟せられ是ふ因て明十六日  
 同道にて登城致さる様との上意と申渡頼房卿ハ請相濟上使懇應仰せ付られ安藤殿ハ備  
 中守へ内意に當分賄料二萬石關東の中御領地進せらる旨内評一決の御物語り有上使  
 立相成なる此由備中中上上げれば皆々明日の格如何と評儀の處鶴千代君ハ懸懸られ先其相談  
 に及ぶまじ明日迎ひ供の義は當家格式に準ずる手當にて然るべし夫々御館に明日登城の御  
 儀をば何卒小子へ御名代仰せ付らるべき少々存しよりの儀も御座ハへば御前ハ不快と仰せ達  
 せられ鶴松殿を小子が同道仕つり相勤すべしと仰せければ大館ハ暫時御考の体ありしが莞爾  
 と御笑ひ遊ばし明日の儀ハ其方が乞ふ任せ申すし諸事を宜敷計らへよと仰に鶴千代君御同道と  
 一決しけり明ハ寛永八年乙亥四月十六日四ツ時鶴千代君儀式の御供立にて登城あり鶴松殿に  
 ハ御引馬の後の方へ御人敷三十人斗り御從あり夫々御案内にて鶴千代君は定席松の大廊下上の  
 御部屋に入せらる鶴松殿ハ下の御部屋へと大目付彦坂中けるを鶴千代君仰せよ御部屋住にて

無格なり然らば自分同道なせば何れへ成と苦しからず御目見への上格録も相定りなば其上ふて  
 其席へ着べきなり忽して自分家儀ハ尾張紀伊の兩家と違ひ副將軍の家柄なれば將軍家に準ずる  
 事成然らば殿中向無格之事向後とても公儀役人其心得にて然るべきと仰せに壹岐守も赤面して  
 退きける引續き將軍出御にて大老若中若年寄初免諸役人列を正して扣けり奏者番は前に進  
 み頼房卿不快に付御名代御嫡子鶴千代殿と申上見

第三回 ○鶴松君御分地沙汰鶴千代君明智并家光公御他界之事

御次男鶴松丸殿御分地御沙汰として召出され則ち御目見と披露有ければ其時將軍上意には鶴松  
 丸事今年十五歳先達分地願ひの事披露に付今日目見申付分地として關東に於て二萬石下し置れ  
 在所の儀は追て沙汰有べし其段心得御請申上ぐべしと仰出されければ其時鶴松丸殿ハ無言にて  
 平伏せらる鶴千代君座を進免られ御前に向ひ私し弟鶴松事今日召出され御目見の上十二萬石下  
 置るよし私しに於ても有難仕合に存じ奉る在所の義は追て御沙汰下さるべきよし御意の趣  
 畏り奉る併しなから在所の義付御願申度は鶴松在所關東との御意なれども十二石下し置る  
 上からの御卒先年御取置し相成し讚岐國高松城主生駒壹岐守高利没収仰付られ只今御番城  
 と相成をれば御卒鶴松事は右高松の城主に仰付られ四國南海道押へとして兩道旗頭に仰せ付ら  
 れ下し置れれば有難仕合に存じ奉る是全く天下の押へ國家安全の基と恐乍存奉るを申上げ  
 れば諸役人ハ鶴千代殿二萬石を十二萬石と間違なるやと互に顔を見合けり將軍にも鶴千代が發  
 明と思召重て上意ふ十二萬石分地申付る上ハ讚岐國高松の城主として兩道の押へとの常然の  
 儀なりと覺ゆれば願ひの通り申付可間随分油斷無守護致し申べしとの上意御前に於て任官仰付

つれ松平廣岐守從四位の侍從源の頼之と御改名り四十少將五十中將の御家柄に仰付られ此  
 段早速中の口へ右御書付出一諸役人御觸ありしかば伊供の面々聞傳へは悦此上も無又左衛門  
 此由を聞て伊歸館の節伊駕籠の前へ駈出しやれ伊出來し成れりと躍り上りてよろみびしと此  
 人千石下し置れ末長く伊家臣の列に加り昔を忘却ぬ心と其儘苗字松屋又左衛門と名乗ける時  
 に水戸中納言頼房卿の先頃より伊病氣にて漸太切の伊觸出し有りけれ伊家臣の八々晝夜詰  
 切頻に心を悩ましける依て三月十九日伊上使伊老中永井右近大夫服を遣されける其夜終り頼房  
 卿伊逝去に及ばれ伊藤中始上下の愁場大方なす其段上へ伊届伊葬式相濟程なく伊日柄も伊  
 れば伊先規伊定め通り鶴千代君を上使にて召せられ伊家督伊相續仰付られ水戸二代の太守從三  
 位中納言光國卿と稱せられけるに伊家臣一統萬々歳を祝し奉はる後伊退隱遊さる義公様とハ  
 此君の伊事今年四月上旬三代將軍家光公日光伊社參仰出され江戸留守居水戸公伊城へ伊詰切  
 此相成公方様の名代遊ばされし寛永十四年八月肥前の國天草嶋に伊撥起し其勢凡一萬人の  
 由注進有光國卿今年十八歳なれども稀代の伊明君伊政事向に伊心を委ね殿中に詰切九州表への  
 伊下知萬端伊差圖に及び給ける翌年正月元日板倉内膳正天草にて終に戰死を遂れ其後一  
 伊追討有て悉皆く彼地伊定に及びれば上下安堵なしける光國卿には猶も伊心を用ひられ國々  
 へ隱密の探偵人を遣はされ天下の政務も伊心勞し給ひければ暫く天下泰平成しが年移り慶安四  
 年辛卯四月廿日三代將軍家光公御他界ありて御先例の如く御葬式有て(大猷院殿と稱し奉つる)  
 則ち御遺旨により伊傳儀下野の國日光山へ送り奉る是に依て伊家督ハ家綱公御相續ありぬ此  
 君と三代將軍の伊嫡男にして今年十一歳に成せ給ふ此旨京都へ申立有るに則ち御轉任有て淳和

壯學兩院の別當源氏の長者從二位右近衛征夷大將軍内大臣に叙し給ふ伊式も滞りなく相濟まど  
 雖も伊幼年の事故光國卿專御心を勞させ給ひ補佐有せられたりける扱慶安四年七月廿一日の夜  
 御老中松平伊豆守殿の御役宅へ田代又左衛門與村八郎右衛門と云浪人駈込で注進の件有是有名  
 の由井正雪丸橋忠彌之件也其頃御大老酒井伊藤守卒去有りしかば大老職關たる也へ光國卿始め  
 諸役人相談有て跡役は何れへ仰付らるべきや容易小事の決し難く然るに酒井雅樂頭忠清殿ハ年  
 頃といひ家柄將軍は殊の外最良の事故御大老跡役の儀上意ありし程に是も威勢日を追つて隆  
 盛にまそへ成りにけれ將軍家片時も雅樂頭なく成ぬ様思され時として夜中に雅樂頭は  
 如何にと御尋問有し事もあれば御城外の役屋敷にては急の御召も間に合さるゆへ御城内へ休息  
 所とて泊り屋敷取建相成向事も心次第なりける斯の如き有様故御老中始其餘の諸役人の猶更  
 に天下の政事に關係する人は只重役人といふ名耳にて皆雅樂頭一人の捌となりしを光國卿は雅樂  
 頭大老に成し翌日より一向天下政務の事には御助首少しも遊げされず是御心中に最深き思召有  
 こと、後に伊思合されける追々年月も移りて延寶元年此時將軍家御年三十二歳成然るに元來御  
 病身に未御世繼の若君とても在まさず御運枝には甲府宰相綱重卿館林宰相綱吉卿御二方  
 二十萬石づ、御所料を進せられたる然るに甲府綱重公は御短慮殊更大酒を好ませ給ふ故御勝  
 手御取績成難きより公儀へ十萬兩の御拜借金御願有し處雅樂頭豫て心中思ふ仔細有故に此事  
 に付何と無御上へ甲府様にも内々の御企ても是有哉に相見へ由御油断ハ相成ま玄杯と申上げ  
 れば以の外御憤怒あらせられ扱は拜借金も不審の廉も有之との御内意ありけるよぞ甲府殿大ひ  
 に怒らせ給ひ是皆雅樂頭が計ひて予が事を上へ申上しあらん我は天下の運枝なり右体の次第

にては今の生て詮なしとて光國卿へ御手づから御書を贈られ果敢も終に御生害に及び給ひけり  
 扱酒井雅樂頭殿何事も心のまゝ成ればついに大望を工に當將軍家も最早三十餘歳元來御病身に  
 波らせられ政務の元々諸事一向御心を寄給す其上御臺所御他界の後とて女中方を御寵愛杯と云  
 事更になく夫故御世繼の御公達生ませねば中々四十の御齡の迎も越せ給ふべからず天下の御跡  
 目は東照宮の御定通り尾州紀州阿家の中又ハ御連枝館林甲府兩卿の中か此四家の中ハ御嗣君を  
 定在せらるゝに相違なし然る時は此方の威權ハ是迄通りには豈夫有まじ敷ふれば廿餘年の間  
 三家始天下の諸侯等我威を示しとるを御代替の後ふ至り我威權人に奪はれんハ如何殘念の大  
 第也因て古昔を考ふるに鎌倉の北條時政ハ子孫の繁榮を願ふ爲終に九代の其間天下の威權を奪  
 握せり是を思へば我々天下の大老職となり上の御覺愛度して萬事心の儘なれば此時を失なはず  
 何卒子孫の榮を計日んと決心し今も事を謀り置ん如し其計策は將軍家萬一の時ハ御遺言を申立  
 御書付を差示し是を云張て事を爲ん其御書付の旨趣は五代將軍深き存じ寄是有に付尾張紀伊館  
 林甲府之四家を俱に斥け御内縁是有京都親王家を呼迎是を將軍の養子となま五代自將軍に立參  
 らせ天下の政道ハ雅樂頭是迄通りに執行ひ執權の職を相勤よ家祿官位共是迄通りにては勤に對  
 し少き故上總下總上野下野の四ヶ國の内都合百萬石の職入ふて官位ハ三位中將に任じ天下の政  
 道を補佐すべし尤將軍職の儀ハ其一代を限りとて時の宜敷に隨ふなま親王家を呼迎將軍  
 職に立參らせ雅樂頭萬事政務を執行ふべき者なりと認御遺言狀として御判を捺置万一の時ふ出  
 しなバ誰一人違背する者有べからずと至風を爲しける酒後日を計り女子多く所々へ縁を組せ  
 り時ふ延寶八年庚申正月下旬を將軍家にハ御病氣の由ふて漸次ふ直らせ給ひ一向御表へは出御

在せられず御老中始諸役人方にも御目見致されし者一人も無大與ふのを引籠られ御醫師方迎も  
 只一人として御藥を調進せしと云者なく御機嫌伺の爲雅樂頭殿迄其旨を申入れ酒井殿サさ  
 るゝ然のみ御大切の御病氣とヤ程ふは非ざれ共兎角御氣うつゝとして誰にも御逢御面倒  
 るよしにて一向御逢無之故猶此上の御機嫌を見合申上べしと而已にて更に心にも懸ぬ様子に見  
 へたり三月上己の御祝儀は松平肥後守殿御名代全月下旬御病氣殊に重くせ給早一命も危く見  
 へさせ給共雅樂頭此事御老中方は申及及す奥女中へも少しも知れせず毎日御能役者を召れて御  
 囃子等を致されける是下心有ての事と知られける四月に至りて芝居在言杯も時々大與へ召るれ  
 ば諸役人も御病氣の大切に及ばせ給ふを一向知らず四月廿六日御容体最危篤に見へけれ共愈諸  
 人に包も隠し遂に四月廿八日申の刻ばかり御他界に及ばせ給ふ然れ共雅樂頭此事を隠したる故  
 誰一人知る者無廿九三十兩日御能狂言有りしは諸人覺らぬ爲め且又豫て企し御遺言狀御判物  
 未だ調ひざりしものと見へたり扱五月朔日と成御禮ハ御名代松平廣岐守殿勤られたり然るか  
 に追々暑氣も強く成程に御尊骸は日を重ねぬ暑氣も増けれども御も諸役人には隠匿し居たり

第五回 ○四代將軍御他界酒井雅樂頭へ光國卿御尋問の事

雅樂頭殿一兩日は名香の薫に臭氣を紛らせしが今ハ中々隠し難く殿中何となく寂寥に成たるハ  
 人々の幸仕奉つる君の御他界有し成れば然も有べし五月朔日夜九ツ時過る頃初免て上様御病氣  
 急に大切と相見えの間各々出仕是有るべしと諸役人中へ達せらる是に因て御老中始諸役人早馬  
 早駕にて深夜に及び惣登城に相成ける御病床には雅樂頭殿一人相詰御老中は云に及ハず御醫師  
 と雖も御容体も伺ふ事叶はづ御大切と御達し有し程の事故早速に御評定御三家始並に御連枝

へも上使故其夜明方御三家始退々御登城あり光國卿には松の大廊下上の御部屋へ老中若年寄其  
 外諸役人に至るまで御前へ殘らず召出され水戸殿御老中に御向ひ有て上にも昨夜急症御大切と  
 の御事仰出され我々の驚く所なり尤御幼年御病身に入せらるれど先此程の御容体は如何在せ  
 られたるや且昨夜御夜詰の御退迄の事柄只今御容体如何在せられて御醫訓典藥頭は誰々なりし  
 や委細に申聞られよと御尋問有しかば御老中始誰有て二月餘りも御目見だに致さぬ事故昨日迄  
 も御能杯の御催ありて昨夜急御病氣の大切と皆雅樂頭殿一人知所にして如何御尋ありと雖も  
 古老始其座の人々更に御受も成難く皆顔見合黙然たり是に依て光國卿大いに心中怒つせられ只  
 今相詰たるは天下の重役にて等閑ならぬ御不例殊に御大切と仰渡し有乍一言の答もなく近頃其  
 意を得ざる事なり醫師當番を是へ招き申べしと仰あれども是以狼狽計り之時に土屋相摸守堀田  
 筑後守進出水戸殿御不審如何も御尤至極存じ奉る我々共重き役目勤居ながら御上御大切に是有  
 を御容体も存せざる段如何にも重役甲斐もなし然乍我等儀日々御目見仕御儀様伺べき處別して  
 當春の御氣結ばれ諸事御氣むすかし由雅樂守差扣ひ故當二月下旬の一度も御目見仕らす居  
 昨日晝過ぎ頃迄は御能役者共大奥へ召れ御喃子等遊され指て御大切の御病氣共存じ奉らす居  
 るに夜中の仰出され故驚き早々登城仕ひ右辭故御答致し兼ひ只此上の雅樂頭を召され委細の事  
 共御尋問遊され然るべき儀と存奉ると申上る何れにも雅樂頭を召し仰に日頃威勢に取控られ  
 し役人の面々聲々に雅樂頭殿水戸殿の召ますと叫ぶる時漸々御坊主二人駈來り御前に平伏  
 し雅樂頭儀只今御病室に於て御大切の上意を蒙り罷在に付程無是へ参り御對面仕べと申述  
 ければ光國卿御思案の体なとしが尾州紀州館林甲府の四卿に向ひ急御病氣にて殊更御大切緩々

とは相成まじいさ御立あれ御容体何ふべし年寄中参られよと御座を立にそ皆々共に立上る處へ  
 奥の方御同朋頭市川三阿彌外御坊主三人駈來り雅樂頭只今是へ參上と申上續て坊主に先を拂  
 はせ其後酒井雅樂頭徐々と出來り諸役人中列座の前を時宜受も大風にして御三家御連枝の前  
 へ最悠々と着座して中央平伏をし水戸殿に向ひ先刻の數度御召なれ共折柄御病室にて上様方  
 御大切の御遺言仰せ渡され是有しふ因て遷參に及ひ光國卿仰に其方儀御大切の儀を年寄共へも  
 申さず壹人にて皆を差止其方一人にて諸事取計ひの事三家兩連枝に於て不審の廉少なからず且  
 予が家は天下副將軍東照宮の掟の通一大事有時は第一番に其事に與かざればならぬなり予が  
 是迄政務に關係らず等閑に差置し心中に存る旨有ての事なり只今に至り此儀を彼是申及ず  
 先第一御今御様子如何典樂の頭も皆々相詰居るか誰が御藥調進せしか又大切の上意とは何様  
 の儀仰出されしや委細申聞べきなりと詞を正して宣げる雅樂頭膝を進御不審は一應御道理いへ  
 ど我君仰せぬ病故か何事も五月蠅思へば誰一人招く事決して相成ず然れ共御病氣故御容体何  
 ひの爲典樂頭を召せられ然るべしと申上しに否幼年多病にて別して此度の病病こそ中々本願  
 なすべからず無益の事に騒がせるも心苦しとありて御承引是なき故愚臣迎も上意を背きし計ひ  
 も成難く且又御大切の上意には實に天下の要用一大事の義成と懐中御書付取出さんとしける  
 を光國卿御聲を掛られ其御書付拜見なるとは後刻の事扣よ雅樂頭と屹度見給ひ扱最早上には御閉  
 眼在せられたる事成かど御尋に仰の如是非も無仕合にいと平伏を爰に於て御三家兩御連枝始御  
 老中諸役人はつと驚き頭を下其席上に列なる者一同愁を催たり光國卿にも御目を閉られ御嗟嘆  
 の体成しが左右を屹度見給ひ老中稻葉殿是非も無事也予か思胸有は御病氣と申下々申達す

べし初酒井殿へ向ひれ御大切の上意とは如何成儀か篤と承り奉つるべしとの仰せに雅樂頭殿只  
 今に相成ての御遺言に相成し上意の趣と兼て拵置し御書付へ御直判をも据り御渡し遊されし  
 と申述たりしかば皆々顔見合て暫時の一同忙然と無言にて扣たり其時光國卿如何雅樂頭承られ  
 其方が申狀餘人の免もあれ光國一圓得心致し難し假令將軍家御直筆に御判形据させられ正しき  
 御遺言有ふもせよ人の將に死んとする時心神擾亂なし將軍にもせよ人と生し上柄の上下の隔な  
 く所謂最期の空言又迷言とも云べし殊其方高官高祿を賜りて天下改道補佐の臣として其威を立  
 んど欲する條一圓其理に當らずと種々問答あり水戸殿の御遺言誠ならざるを知り徳川五代の將  
 軍の前將軍御連枝たる館林右馬頭殿を御嗣君に立參らざるに誰人か是を遮ぎらん如何雅樂頭其  
 方向機に奸計を廻らす共此光國在中は徳川の天下押領なさんと存じも寄す今光國が申旨に違ふ  
 や否や今日七時半時迄に我小石川館迄有無の返答に及べし返答無時の右馬頭殿守護なし光國紅  
 葉山へ福籠らん篤と勘考の上返答せよと仰と俱に御座を立給にぞ雅樂頭も只呆たるばかりなり  
 稻葉殿酒井殿へ申ざる様東照宮の御定の掟は天下普く知る處御遺言の旨趣は言ば此座限の事人  
 の知るにあらず水戸殿仰せの上の評定には及まぬ直様上使を立られて將軍職御譲りの儀仰せ遣  
 され天下一統へも御觸出し有て然る可と存るありとやければ非伊掃部頭始一同然るべし然し乍  
 大老雅樂頭殿挨拶無内へ評定一決とへ申されずと口々に申されける雅樂頭殿年來工し隠謀も賜  
 の背を喰違今更返答も爲し難きや差俯て居られしが成程水戸殿は短氣なり愚心御一大事の御遺  
 言を蒙りし故其旨申出せしに只御一人承引なく如何様申とも御承引有まじ此度の儀へ決して口  
 出し申さずと苦りきつて中捨直に退出に及れ病氣と申引込けり是に因て御評定の上御老中永非

右近太夫殿小石川御館へ遣はされ館林卿御養君に成奉る儀を申上られければ光國卿御笑有て然  
 りバ館林殿牛規御定め通り將軍家の上使を以て召せられ御座の間に於て御養君の式取計ひやべ  
 まど又々御登城萬端御差圖有り稻葉美濃守殿御名代として館林殿へ遣はされ延寶八年五月三日  
 綱吉公御養君立せられ此段京都へも奏問を申し夫の一統へ御觸出し有ければ大小名は中に及す  
 在國の靈者夫々に御祝儀申上られ則正二位内大臣に任せられ其翌日前將軍御他界の御觸出し有  
 て御葬式等の御定通り滞りなく相濟て嚴有院殿を稱し奉る此に於て諸役人一同に安堵の思ひを  
 申し光國卿御差圖ふて諸役人の其儘に前將軍御在世の時の通り在ければ上下一同歡ひて萬々歳  
 を稱へける初又酒井雅樂頭殿の病氣と申引籠り御代替にも名代を以御祝儀を申上しのみ故御老  
 中一統内評定の上奸計を工み天下を押領致さんと心の底に相違無之と存せし上柄の諸役人へ見  
 せし免に重き御答めをも仰付られ然るべしと光國卿迄申上げれば光國卿道理至極成然乍今御代  
 改り前將軍の御日柄も立ざる内重き役職の者を御答申付ん事御先代の御目鏡違の様下々の取沙  
 汰も如何と存る故先其儘に差置べし兎角御仁愛の御沙汰こそ有度もの成と仰ければ新將軍綱吉  
 公へも水戸殿が此事申上御仁政專一の御取計らひ願ければ其事御聞濟に成たり然るに酒井雅樂  
 頭殿の日を経て出勤致れ前々の如く大老職を勤免居られぬ依て人々は暫時那儘に致され直ふ  
 御役御免の願ひを差出さる、事と思居ける左ふはなく以前の通り勤ける故人々不審に思ける時  
 に延寶八年七月七日七夕の御儀式新將軍の御代に至り初ての御規式成ば大小名一同御禮御目見  
 相濟夫々大奥へ入せられ水戸光國卿を御招き有て將軍家御相伴ふて御料理調進あつせられ御膳  
 も御終に四方山の御物語の節雅樂頭儀老公には如何思はる、やと光國卿より問はれたり



第六回

○雅樂頭大老職御免の事并光國卿水戸西山御退隱の事

其節上意に豫てよと御意見等も有故打捨て置じが彼今以て先代通り日々出勤致し居其身が心付て身を退撫子更ふなし然れば此儘に差置も如何と御尋問に光國卿慎で申上るに彼より心付御役御免も相願なば仰付られ方も有之べしと只今迄見合しが心得違にて今日迄出勤致し居を其儘打捨置時は諸役人共以後の心得違是有べし最早此上は是非も無次第彼二十余年間勤役中の我意不届を咎なば中々限なき事に以へ共通れ難なき條々を豫て認置たりと御懷中御袖書十三條を差出せば將軍家御覽の上御感心遊され此上へ予も二條差加へ度との上意に光國卿尤宜しからんを御挨拶有て右十五條ハ明日彼登城の節御前に於て仰渡され其上御役召放さるべしとの御内談にて御下城に及れ明れを七月八日例の通御大老始御老中若年寄面々諸役人殘らず御登城將軍御前に於て雅樂頭殿へ申渡さる上意は十五條の御不審なり役人中是を聞て一同小驚き蒼然たり酒井殿も色背さ先御書付讀終れ共何とも御請もなく大目付横田備中守進出雅樂頭殿御請くと頻りに申され漸く恐入奉つると有は十五條不審の儀申辭もあらば明九日を始として一日毎に一々條づ、中御の次第に寄箇條の前後へ免を問返答書差上べし今日も大老職を召放し城内御休息所と申に及ばず一ツ橋役屋敷大手先上屋敷右三ヶ所今日暮六時迄に明渡さ申べしと仰渡され入御なし給ふ扱御役儀召放されの仰渡され相濟や否中の口へ張札出る其書付の旨趣

一今八日酒井雅樂頭大老職召放され三屋敷共召上られ當分大塚下屋敷へ逼塞仰付らる、旨上意を以て仰せ渡されし諸向共に右の旨趣承知これあるべき者なり

退出されて大塚下屋敷へ立歸れり是れ實に重き閉門なり光國卿には雅樂頭所詮返答相成まじ然ずれば急病と申立返答の儀ハ日延を願切腹なしと病死と披露すべし其時には爲べき要こそあり先と思召ける夫々返答書受取の上使九日差立相成しに甲府殿の儀を申立第二十日ハ伊達家の件御返答に及ければ將軍家殊の外御立腹遊せられ此様の申辭は予を始天下の重役を奸欺申條言語同断の曲言あり屹度糺に及べしとの上意翌日は第三日目の返答書差上べしと仰に酒井殿成可中譯回答せんとせまが以の外の御怒にて後日重罪にも仰付られんやの風聞に今ハ詮方なく十日の夜遂に切腹に及れける其翌日返答書受取の上使の節頼頼藤堂大學頭安藤右京亮嫡子酒井河内守三人中様雅樂頭急病に付返答日延之儀ハ事發り既に三家に係はるを光國卿仁政にて一日も取潰し仰出され其後思召に因て上州麻橋にて前持高通り其儘下を置く、由仰出され藤堂安藤も無事に相濟たり此前方水戸光國卿には大病にて十月中旬頃に至り漸々快方の方に赴かせ給ふ此頃世上に専ら梓巫子と云者流行て此處彼處にて招待なし或ハ先祖の佛を寄又は妻子の先立し亡魂を呼寄ると府内ハ元々近在迄取沙汰隠れな一水戸殿出入の傍坊主に寺町三哲と云者あり如何成者にや試し見んと彼梓巫子を招巫子は座敷に通り座を占て些少箱を前に置梓弓を取出し三哲小指圖して口寄をする者を念て水向と云を致せ神下しの法を行ひ目を閉て段々口走りて云様其方事は一向小信心の意薄く何事にも我慢強く且邪見成事最多し斯てハ此家滅亡近きに有べし然乍我を口寄る事其方幸福なり是ハ后心を改家の榮を計るべし信心によらば諸事の災難も遁れ家運長久の基を現當二世共安樂たるべしと云かと思へば忽地神ハ上らせ巫子は其儘倒れ伏長有て我に返りいさげ暇申べしといふを三者暫時と引留我數年來養生を好逐ふ神佛に

手を合せたる事もなし是て用友の能知處也然ば今の口寄に後世を願へど云たるは其方日頃我所  
 乘を聞知故に出る儘の空言を吐者成べし新様の事試し見しにはあらね共今一ツ奇見度物有也暫  
 時夫に相待べしと勝手へ立出大なる火鉢を八重十文字に纏にて縛り是を二階小差置て座敷に出  
 來り又々已前行ひし如くに水を向しかば巫子も亦前の如く行ひ暫時有て中様扱々資殿の疑念深  
 き人かな我等に何の罪有て繩を掛られしと素より口無物なれば斯辛目に遇乍自由に相成居者の  
 罪なき者を苦むるの法もなければ早々繩を解給るべしまだ右様成心にてハ先祖の名跡立ん事心  
 元なし疎ましの心やと巫子は其儘伏ければ三哲大に驚早々火鉢の繩を解放し初て疑念を散し  
 信心者と成にける此人光國卿兼々最負なれば不測と聞早速屋形へ參上致日々機嫌取  
 る内四方山の話の内彼巫子の事や上げれば聞え召一段興有事今も同道致し來るべしと仰に三  
 哲畏り巫子を召連涉前へ出ば光國卿喜悅有て予も口を寄て見べしと仰せぬ聞の通り水向を遊  
 しければ巫子は何の通り梓弓を張法を行ひ暫く目を閉たりしが頓て兩眼を見開きて光國卿不禮  
 なりと八打と白眼付しかば光國卿も巫子の顔色も驚有しが暫く在て宜ふ様我ハ昔時を慕ふの餘  
 り武藏坊辨慶を寄たりしに不禮と何事ぞや我迎も三位中納言なり汝ハ無位無官にして我ハ向  
 ひ不禮と汝が言社不禮なりと仰小彼巫子ハ少しも臆せず如何にも我ハ無位無官なり然共古昔  
 の勇者の靈なり假令從三位中納言にもせよ病床に於て我を招は是不禮不非ずして何やと大音  
 聲に申ける流石に光國卿も道理と思召最能と宣ひければ巫子も其儘法を解ハ神の上とける梓の  
 法を請し召御心にや落給ひけん此梓巫子を國中へ御免遊されけるは深き思召も有事成扱多老  
 跡役ハ堀田筑後守殿也上州安中三萬五千石に七萬石御加増有都合十萬五千石威勢日に日に隆盛

ふさて門前常に馬駕籠の絶間無目覺敷迄に賑ひしが堀田殿私なくて勤有ハ人間欲ハ涯り無  
 者にて富で驕らず聖旨は守に難事にや日に増我意の振舞有事は非も無次第也先達て伊豆の安宅  
 丸と云船製造の結構善美を盡し銚りは皆金銀を鑄め此舟取崩さバ凡九萬兩程御益有んと工風を  
 仕けるに兩國邊に住舟頭吉右衛門と云者を密に招内々何やら付其後御舟藏の方に當り毎夜丑  
 浦頃川中伊豆へ行くと云聲正しく聞へ是を云立彌取崩され金銀夥多敷押領す亦内心已  
 が一子を以て將軍家御世繼と爲ん工みと知られける后若年寄稻葉石見守殿本所三ツ目を通られ  
 しに御共先へ狼籍なす者有段々吟味せしに是舟頭吉右衛門なり彼が口より露顯ふそ又是非も無  
 遂に稻葉石見守殿水戸殿へ堀田が惡事申上置て天和元年十二月十五日殿中様の間御次へ出立  
 給ふ處へ家に傳はる正宗一尺貳寸小刀抜方早く聲を掛天下の御爲一命を奪りしへと云襟肩先深  
 く肋へかき一刀ふ切下りれと石見守殿も大勢に切殺されたり家來夏目條右工門死骸受取とし  
 て罷出左の手の小指一本不足御旗本十三人殘らず改易に相成たりとかや往古より此石見守  
 程の忠臣は多く天下に得難く實に惜べき名臣なり去程に天和二年と相成りけるが今年ハ水戸光  
 國卿六十一歳ふ成せ給ふ正月下旬の事あるが御登城有られし處將軍家も御酒宴の上最早貴老  
 には六十一歳ふなられ只今迄永々の間天下の政務に心勞あられ天下に變動なく泰平に治る事貴  
 老の力を盡されし仁徳に寄處なり何卒右返禮申進せ度と存じ乍心付も之無故正二位大納言に昇  
 進有様朝廷へ奏聞申べしとの上意有ば光國卿御顔色を變じ給ひ有難は以得共私家ハ東照君御遺  
 狀にて副將軍と定置し事故天下の政務の儀に付ては神祖へ御奉公申心得又尾州紀州と違御續子  
 之無時も私家ハ御相續叶はず其替り將軍家御相續の儀ハ兩家御連枝方の内何れへ成共私家ハ御

差圖申が神君の御掟にて今度君へ將軍職御相續の儀取計らひいも是私の依估ならず只を順道  
 を以たり只今の上意して東照神君の掟を破り儀歎かは敷存奉る其次第は私家へ從三位の中  
 納言を限りとなき其替り上は大將軍私に副將軍尾張紀州の及ぶる所成以來新法を御思召の儘  
 に御立遊と儀の決して御無用に存奉る夫に付願ひと中は私事年々老衰仕れば何卒退隱仰付  
 れ在所表へ引籠り度は年來の望に是有以後佛道に歸依し來世の事を頼度願地の内太田西山と  
 中處は閑居仕に最究竟の處なり入部の時に見立置以天下の政務の成可新法へ省き神祖御定を  
 御守り遊され度と吳々を中上(位山登りてつらき老の阪麗の里を住よかりける)一首の御歌を御  
 認御暇を告られける

第七回 ○西山公御普請中仙臺六年貢金借用之事

御世を御嫡子へ譲られける是水戸三代目從三位中納言綱條卿是に松平讃岐守殿御猶子ふて光國  
 卿へ御退隱の後西山公と稱し奉り水戸太田西山へ御隱居所を營み給ひ漸々二年程懸りて出來な  
 しぬ城下の北の方太田迄五里太田を西山へ八丁之太田小西町東町肴町あり西町へ奥州白川へ出  
 る中通り東町は岩城へ出る濱通り肴町は奥州中村が相馬へ出る海道なり此海道を西山より一目  
 に見下す工風是に續て學寮を建給ひ其頃豊田と云處に日蓮宗西光山法相寺と云梵刹の住持日正  
 上人は名僧なりと深く御信仰にて他事なく後世を願ける早惣体の御普請も大略出來しけるに此  
 入用金六萬兩程なれ共少々金子の不足せし故暫時普請を休べしと其儘に致されける然るに奥州  
 仙臺の城主松平陸奥守殿御馬飼料場下総國龍ヶ崎の年貢金として銀子十二貫目づ、十五行季  
 馬五駄に附率領三人附添て仙臺と云繪符を立通しけるを西山公遙に御覽有て御近習松平主膳を



十三 召てあの馬残らす是へ引との仰せに主膳の長り駈付て西山公の御用也其馬是へ引申べしと云  
共宰領一向台點せす仙台領分年貢金なり何も胡亂成者にては無と申述れど主膳耳にも懸す西  
山公の仰せ違逆ば一命ふも關り申べしと威しけれ共一同承引せず依て此由申上るに西山公宰領  
の者申處道理成事也其者是へと仰有て御直に其方共今日の事ハ不思議に思へし陸奥守も予が  
方へ申越たる事も有此度作事に取掛居所金子少々不足にて昨今見合たり約束も有陸奥守へ助  
力の儀を頼まんと思所へ年貢金を見掛し儘此方へ請取置念の爲請取を認遣はすべしと御直に  
らへと認其方共は在所へ立歸り重役共へ差出すべま其馬残らす引入べまとの事に宰領只呆れ  
詞もるく水戸の黄門様は追落しを被成か扱々怖し我々一命ハ國へ歸りて取るハ當り前の事  
と云て此儘には捨置急き立歸り請取を差出しれば仙台綱村殿御覽有て老臣伊達飛彈を召其  
方水戸西山へ參上致御目通は叶ふまじれば我領龍ヶ崎を差送る銀子御用金に上納仰せ付らま  
有難存奉る然乍小金の儀に叶得ば猶又上納仕度と申べしと仰に急ぎ飛彈ハ西山へ參られ御取  
次林田舎人を以て此由申上ければ西山公殊の外御喜悅有て飛彈へ御目見へ仰付られ陸奥守の心  
切の使満足に存るハ助成の御蔭にて休居し普請を又々始たり此段宜敷予が禮を申たりと傳へ吳  
よ俗々遠路太儀なり何ぞ遣はし度く思なれ共隱居の身なれば遣す可物も唯今手元になしと御側  
よ有し紙へさらしと認められしは法華一心光國成佛汝も共に佛と成べしと最大筆に遊され是  
其方へ引出物成と仰に飛彈ハ有難恐入頂戴仕仙臺表へ立歸り具細に言上まければ又候金二萬兩  
西山へ御送りにと及れける此時初て宰領の者安堵せしと又飛彈の拜領せし御書物の魔除に成  
とて今酒賣物となして傳へける此年四月下旬松平陸奥守殿參勤の砌り水戸表へ立寄られ御對面

有其時西山公先達ては使を以て能々御在所表方金子差送られ悉なく存る右の金子は相殘べしと  
存る御殘金は是より相戻し申べしと御答に其儀には及申さず又外に御普請の思召立も有は御入  
用次第御遠慮無仰付られ下さるべしと其夜は西山へ逗留在て種々御丁噂の御聲應有翌日陸奥侯  
へ御暇申上下總龍ヶ崎へ立寄玉ひ其後江戸表へ滯無着せられける仙台家ハ前々御一代に  
一度づ、中通りと申事有龍ヶ崎へ御立寄あらせらる、が定例成とかや扱其後ハ西山公只々佛道  
に入給ひ朝暮法相寺日正上人參上致され法華經御講釋有のみにて賊に世捨人となり給ふ然るに  
英明の御心中何等の思召やあつせらる、か神社佛閣或は亦人の行ざる處杯御歩行遊ばし其奥を  
見極め玉ふ是正に假念無量劫を拂ひ玉ひ一乘の妙法力に寄處有難かりし然に御用側役藤井紋太  
夫と云者有江戸にて其以前堀田筑後守共至て懸意成しか折々西山公の御噂申此頃ハ何とや  
ん御乱心の機在せらる、杯世上へ申觸しける此紋太夫と光國卿の御意に叶ひ莫大の御厚恩を蒙  
し身のいかなれば古今に少き明君を御乱心の御様子杯と世間へ申觸せしか此事何時となく將軍  
家の御耳にも入て當時專ら其噂取々なり

第八回 ○三軒町出火事并光國卿御仁徳の事

爰に光國卿御退隱の其前の年淺草三軒町に肴屋久五郎と云者有妻ハ三年前死去其後獨身にて出  
商の事故日々家へ錠をふるし商賣に出ける如何なしけん埋火の燧に起り板の間へ火移燃廣がり  
折筋北風烈しければ遂に淺草々兩國迄ハ一軒も残らず焼失に及る久五郎出先にて火事は三軒  
丁と聞取返して我町内へ駈付しが一面の火と成ば詮方無親類へ逃行しが燒落て後町内へ歸り  
行ふ家主がやに元來此火事ハ其方の宅が火元なり今朝商内に行時如何成事を致し置しか不取締

と千萬之殊豫々殿敷御觸出しも有去る明曆三の大火后別してきびしく假令いかなる手あやまちでも火を出せし當人は重き罪科ふ仰付らるゝとの御觸を知らざる事有まじ其元留守にても火元なり御沙汰無内召連訴へ致べしと云ふ久五郎驚き留主の内火事出たりとて科人の中可筋なし如何成遺恨で悪漢が付火致すまじき者でもあし夫を免や角仰らるゝ宿に居ぬを幸罪に落て家主始長屋の乗中譯致さるゝにていへんと段々争町内か町奉行石谷左近將監殿へ此旨訴に及ければ早速御差紙を以て久五郎始兩隣地主家主に至る迄御呼出しに成吟味の上久五郎の町内預となりたり斯て石谷殿御登城の節此由御老中始諸役人へ御達有て御評議に及れ老中稻葉美濃守殿此度の出火の義の明曆火事と違只大火と中のみにて焼死し者一人も無然ば久五郎重き科に行くる程のとも有まじ勿論先規觸出の有事とは中乍夫が餘程年月も経て成可御慈悲の取捌有度と存する也尤左近將監は先規の御定を以て此已後諸人へ見懲にせんと申ざる、條天下役人の常心がけらるゝ處にて適能心がけに有と當將軍様御代初めの事故御憐愍の取捌を願はし死者也とぞぞれける諸役人一同是を聞御道理の事とせと評定へ一決せず扱其一兩日過て小石川成水戸殿御館御長屋の角の所へ光國卿の御差圖小て大なる松薪へ火を付是を御長屋の中へ投入ければ何かの以て堪へき北風烈ければ火の手御城の方へ向煙と火の粉を吹付いかば追々火消役人駆付種々手を盡し其夜明に至り漸く鎮火したり此時御長屋百軒程焼失ければ早速光國卿の雜賀孫一を以て公儀へ御届に及れし趣は先年御觸出し有之通光國屋敷内へ出火致御府内を騷せし段重々不埒の事に付何卒上の御慈悲を以て重き罪科ふ仰せ付られ下ざるべしとの事之役人中是を見て驚き大方なす早速御寄合に及れ内評定有是ハ光國卿淺草三間町久五郎が犯罪一件を聞

し召夫故にこそ斯の通爲給ふと疑かひ無然迎此儀唯此儘に拾置難事なれば直上聞に達すべしと御老中將軍家御前へ光國卿より御届の旨趣且又此程入牢仰付られし久五郎出火の事杯委細上聞に達せられしかば將軍家には大きに笑ひ遊ばされ誠小光國卿の寛仁大度の賢者なり壹人の命を助んと自分屋形へ火を放て御觸出しに有重き科の宥免を願はんとは實に仁慈と云つべし勤考に天下の諸民は我子あり假令下様の者たり共罪の疑しきは能糺し刑罪を寛加へるこそ上も立者の心がけ之久五郎とやらの留主火を出たるこそ是天の禍殃を下處と思ふ成然ば彼を罪に行ふ時ハ光國も右同様處置ざるを得ず何れの罪重しとならば自かた火を付て騒動を引起せしなれば此方ハ彼方重かるべし因て先年の觸出し拾捨致附火を行ひ者を重き科に行ひ又手あやまちにて出火致せし者ハ能々吟味の上所拂ひを申付其事柄次第に依取捌すべしと仰られければ早速町奉行へ仰渡し淺草三軒町家主五人組惣長屋中並久五郎御呼出し相成久五郎所拂ひ仰付られける家主始重き科と思ひの外軽く濟一同心に驚しが其後雖云となく水戸光國卿の御仁心にて斯手軽く濟たるよし聞人毎に有難がり彌々御仁徳を仰がぬ者はなかり斯て此由御老中より水戸老臣迄達しければ此旨光國卿聞し召然もそ有度者也と仰せり程なく雜賀孫市立歸り申上げるは其儀に及はすいへ共先規の御定も有之ば三日間御遠慮在せられ然べきとの事成ハ光國卿畏り奉ると仰せ有て三日が間御門を閉て嚴重に御慎み遊され上を敬ふ信心にて罪科を我身に引請給ひ斯まで下を憐み給ふ御仁心こそ尊けれ

第九回 ○隅田川鐘ヶ淵之由來并釣鐘引揚之事

此節西山公ふは江戸表へ御登在せられ尤是は何方へも御沙汰無にての事なれども何時か將軍家

の御耳に達し早速稻葉美濃守殿を上使として銘酒其外種々進せられ久々御對顔も無之御慕敷思召ば何卒御登城在せられ度と官上に今度密に保養乍とてい處上聞に達し御念頃の上意承り有難存奉る退隱の身乍御禮として登城仕いと翌日平川口を御上り種々御物語有是れは風聞に西山公御乱心の様微申者有は殊の外心の内御案迄遊され扱こそ今日召れし此儀御試し遊ばされんと論語の御講譯を御望有しかば西山公元々御好の道なれば公治長の篇を御講譯及ばれしかば聞の面々何れも有難承りけり此乱心と申觸せしは藤井紋太夫と云者にて豫て上の御役人と懇意を盡し堀田殿へ乱心の様申せし譯の心中深き工み有ての事後様々の悪事露顯終に一命を失ひける扱西山公は江戸町々を御微行にて御遊參在せける御供は西山詰の御側御近習達名所舊跡は中及ず神社佛客何れも神職寺僧を召れ古昔の舊記縁起を御覽有淺草神田目白氷川目黒等或日宮戸の森へ御參詣の折縁起を細く御尋有しに宮戸の森と申の法源寺と云寺の持にて九百八十六年程の星霜を経たる古跡なり元此所ふ鐘樓有て其釣鐘の何時頃鑄りけん中々古物成しに御入國後彼の寺を他所へ移さんとせし時如何成手過失にや船釣鐘を大川へ沈めし故大勢の人歩を掛引上んとせしが一向上らねバ今に至る迄其差置由口碑傳へ其所を鐘ヶ淵と稱ふる旨申上れば西山公聞し召暫時御思案有しが是世の有用物の水底へ沈廢るを惜む予が考には人夫を掛鐘を曳揚んと思也今ふ小石川館へ立越人夫を出さすべし且御船手頭向井將監方へ參り水夫の者大勢召連來るべしと仰に御屋形へ上るに老臣の面々も入ざる儀とは思ふ西山公の仰なれば人夫七百人差出まける御舟手ふの水夫數千人引連向井自身山とれける此由聞傳江戸町々近郷を見物山の如く因て喧嘩口論も有んかと西山公此旨町奉行石谷殿へ見物の者停止付られたり

先御舟手組田中善四郎水中に入彼鐘の有様見届んとなしけるが名ふ負ふ隅田川の上ふして千住川の突掛なり水冷かに水中の最も深き所底に入程長き藻の水に渦巻有り水練に馴し善四郎も自然身の毛濡豎如何にも凄けれと大膽不敵の人なれば心を勵まし漸々彼鐘を探り當篤と是を見届るふ大サ徑り五尺餘ふて年久しく水中ふ有し故にや鐘の色瑠璃に光りて龍頭の邊りは金色を放ち龍の眼の光り鋭く人を射て怖ろしなんぞ云ばかりなし尤龍頭は上に成口は水底の方を向緊と吸付推動かすに少しも動かず其由官上致しなれハ聞し召龍頭が上の方へ向しは幸なり右へ綱を付引上べしと宣ひければ我もく赤裸に成て飛入太サ二寸余の大綱以八重十字字に結び付茶舟十五艘に綱の元を確平と細丸太を組足場とし滑車据付一同力を協せ曳々聲にて引上るに二時餘りにして漸々動き出し唄や是圖を扱さぬ機引上べしと何れも玉の汗を流し引上れば水面一尺許り浮み上るに西山公御目を留御覽有ふ此鐘の鑄形周圍に二つの龍を鑄付尋常の細工と見へず殊に龍頭の光澤列く是を見る人夫思はず光りに怖れ綱の手緩むにつれて鐘をづるくと水中へ一丈計り下しける西山公御聲懸られ不甲斐無者共哉些細の事怖懼れ綱の手抜き故今一段と云所で又水中へ下まこり何れを力を合せ引上べし前の中納言見物せりと此勢に亦引上水離せんと爲時大綱龍頭際十二筋共勿つと断たれバ其日ハ人夫を休せ明日早天を引上べし此度は太き毛綱十二筋ふ取上んとしたるに又昨日と同様水際ふて断其内日も暮に及たれば今日ハ休べしと一同引取其夜西山公御枕邊ふ人のけはひのなしければ御起上り枕刀取給ひ何者ぞと仰に恐や我等此川の河伯に君昨日より釣鐘を引上んと爲し給ふ我等是を惜む故力を盡し止ければ今日亦上らずと雖も御威光以て上給へば我等力も及と能はじ御願には此鐘世上に有共何程の益

を爲ん永く鐘を鳴るべし然いへど洪水等難無備屹度守やいと云ふに西山公の然程惜む品なら  
ば遣はさん必此處を守るべしと仰せらば彼者拜謝し消失たり

第十回 ○下總八幡宮の敷八幡知らすと云事并鹿嶋要石の事

斯て西山公の鐘ヶ淵に沈む有し釣鐘を引上んと爲し給ひけるに龍神是を惜る故終に其儀館  
へ歸られ夫々又々御國元水戸へ御歸りの折此度の真間瀧の臺邊御通行の折市川を打越下總國八  
幡宮へ御参詣在せられ御休息在れしが此邊只一面ふ竹生茂り是を八幡の八幡知らすと云昔時鐘  
倉天下の時行脚の僧に淨念と云者十五日間敷の中を歩行せし事有とかや西山公此事不圖思出  
れて御側へ仰られるは抑此敷に入る者再び出る事叶ぬ八幡知らす予此敷へ入其奥を見極來ら  
んと存る也其方共は止り我歸るを相待べいと仰を南松平主膳林田舎入口を捕申上る様御大切成  
御身を以て昔々入事禁制の處へ入給ひ萬一にも凶事有時の當御館へ對し何と申譯立可や此儀は  
御止り下さるべし彌見届の儀なれば我々へ仰付られ度と再三申せ御承引無怪しき處へ大事の  
家臣遣はされんや我國近きに斯る奇怪の説を立天下の内何予正法ふ不思議有べきと御裾高く羽  
折られ大小の柄袋取捨最靜に敷の中へ入給ふ近習の人々御後影を守り居たりしに一丁余にて御  
影も見えずなりければ今の捨置がたしと敷に分入れを巡りくつて元入し所へ出るにぞ不審をな  
して又入隈なく廻れど何時しか元の所へ出たり都合四度に及呆然果たる計り此上は御歸りを待  
奉る方術も無と拳を握り扣たり西山公は段々敷の奥深く這入道四五町歩行給ふと思に大なる池  
有て何處方へも行べき道をし是處に暫時イ玉ひ如何はせんと思召うち池水漸次くに向ふの  
方へ退行に予漸々近づき給ふ終に其池水一滴も残らず退行れれども少しも動じ玉はず段々行程



に一天掃曇り今迄晝と思はれまも忽地眞の闇夜物の善悪も分されども御氣性活達成ば足に任せ  
て進給ふに定かふ知ねど方一寸計りも有んと覺しき洞空様の所有西山公の御容す憶せず其空の  
中へ一間程行と思ふに大凡深き三四丈程と思はる、空庭へ落入給ふ暫くは御心も付さりしに  
漸々我に返切も深き空然乍是迄來て其儘奥を見届ざる事有べきやと凡十町餘も行と今は何方  
へも道なし依て岩の端に腰を掛つれ御覽有に左の方に夥多數杉の茂りし木の間に幽かの燈火見  
へければ借も不審燈火の見る謂れ無定て變化の巢居ならんと木の根を登流を渡熊笹生茂りに  
て御手足を痛辛万苦にて漸々少し廣き所へ出向ふを御覽有に損せし古社有家根の荒果草茂り  
森々と神寂何の社と知由なく内に燈明照て有社檀へ草鞋の儘上らせ御覽有に正八幡を書たる  
額古びて文字も判然分らぬ程也暫時拜み給ひふと傍側を御覽有に人の屍骸累々山に如積上中  
には未だ生々しき有又屍然たる骨手足を引抜たる有バ首有其臭事譬ふるふもの無御鼻を覆彼方  
此方御覽有に此方は女子の屍骨計り疊々と積上正面社の内に長一丈二三尺の劍を銜征伐將軍萬  
代不易の八字の大額を掛種々の供物を備へし体ハ日數立し様子見へず餅を探給ふふ柔なり彌怪  
しと奥の扉開懸り有用捨も無引開ば内に童顔白髮の老人一人目を閉經文を唱へ居たる有様西  
山公汝は何者ぞ人跡絶し此處ふ行ひ濟すハ變化の者の凡當時天が下に住者は將軍家の徳を慕ひ  
來らぬ者無に洞穴中に住ハ何事予天下副將軍中納言光國也汝が素性疾名乘り是成屍骸事共一  
々語り聞せよ異議に及ばハ命ハ一刀の下に斷ん返答せよと御刀の柄に手を掛進給ふ彼翁目を開  
黄門然の強氣を出せ予汝の來る疾く知所之此處は人間世界に非ず宙宇と云にも非人間來る處  
にあらす彼死骸は神所行にて凡人の量知べきに非ず汝ハ天下の賢人也賢に給つハ賢者に非ず

氣の人と成らん慢氣ハ神人の憎む所能慎みて行ふべし我は人の善惡を天に訴ふる神にして  
此處こそ我住地之日々天に登る事八百六十三度にて人に善なす魔所ならず然ども我を疑はハ假  
令天下の副將軍たりとも立所に目に物見せん早々此所を立去るべしと兩の手を延ると見へしが  
西山公の帶際捕へ高く指上げたり御刀抜給ひ無禮成奴と切付玉へと手對へ無其儘謠に投付られ  
矢張以前の籤の中に切ハ神の住たまふ神の森と申者也後に此所へ過て入者無様制札をこそ  
建られける實に八幡の八幡知つとすも至極尤なり

第十一回

○西山公御船難風に逢玉ふ事并世界果を見給ふ附御逝去ノ事

扱も黄門公は八幡の西山へ御歸館後又御領地順見遊ばし先筑波山御成夫ハ鹿嶋郡鹿嶋明神へ參  
詣濱邊へ出る處ハ土中に大石埋有是なん鹿嶋の要石とて其本根の國ハ生じ世の人以て地震の  
歴成と云西山公熟々御覽遊ばし假令根元根の國へ續共人夫を掛廻返さん何程の事あらん此石  
の根元見極むべしと仰に畏り早速人夫數百人呼集早朝を取掛り濱邊の事故潮満て中々掛取兼け  
れと手段を巡りして一切の杭を丈夫ハ打板を以土の崩を留櫓を組て其外へ水車を多分に仕掛潮  
を汲出まければ日暮迄深き凡二町余堀込たり然共石の根元少しも見ず次第に下へ行程地中四方  
へ廣がり中々一日二日掛ても容易堀得難様子に先今日ハ差置明早朝より堀べしとの御指圖明朝  
役人見分なすに二町余も堀たり今朝ハ少しも堀たる様も無平地と同地面凝固て塊れ一ツ無  
諸役人も膽を潰し此旨申上げば西山公御覽有に昔々の中如也予が我慢を取控んと天狗の所爲成  
べし今日ハ人夫を増堀出さんと御領分の百性町の別無十五才ハ五十歳迄の者參るべし相應に  
賃銀を遣ハさんとの御觸走集人凡三萬人六手に別以前如く空を堀潮を汲廿町程も堀込たり順番



とは云晝夜落付て寐たる者無大いに疲勞たる様に西山公の先々今晚の休むべし新深く堀込だれば最早埋むる事叶まじ皆休めよと宣ひけり翌朝見れば堀し程無平均と成時夜空に捨置し鋤鍬の道具のハツ處へ寄集堀ぬ前に少しも變る事無西山公御覽有て要石の最早堀に及すと御旅館へ御歸り有て家臣共に扱々神力を恐しき物を予晝夜五日ケ間も堀しに只一夜にて元の如く相成しは人の及處にわらず昨夜の夢鹿嶋神の御告有し物語られたり扱西山へ御歸館有て或時御近習大勢召運られ御舟に召土浦を下総銚子濱邊御巡見遊し時俄に大風吹起り難風出逢次第に日夜東へ吹流され大洋に漂流竟には食も盡果し時予の妙藥を持參せりと丸藥數多取出し一粒ツ、賜り是の得難仙藥ふて十日間の飢を凌ぐ由見聞せざりし嶋共諸々御覽有て其上日數十五日にて鞆鞆の出嶋へ戻り此處米なき由桑の實の穢成物を取て喰し舟走事三日に及函館の地に着たり陸地御歩行西山へ目出度御歸館有早速早打を以て江戶表綱條卿へ御使立御家人の喜悅大方ならずとかや備中守の江戶の御口上を述終りて御酒盃を下し置れ難風に逢れし御物語島々にて難儀苦勞の事共委細御咄遊ぞれ人は決して我慢を出し見ぬ處杯を見んと思事勿れ己れが無智恵に聞まざれ其奥を知んとて名も無處へ深入まて其身の災禍を引出し終には家國を失のみか人の嘲笑を受末世まで榮草と成者なす是其身の上を顧みぬ過ちとみそやべま古語に云すや天の爲る災禍は免る可自爲る災禍の運るべかす天下の政事を其如罪惡の者の罪を糺すにも豫じめ捉を立其罪科の深を省き刑戮へ輕きに依て執行し其罪の奥を知んとて責れば却て罪なき者を科人に落事多く有世界の果を種んと思立種々の難に逢しは天下の者へ好教訓にて物事都て中庸に如すとハ聖賢の教なり中々其奥を定むる事能はざるを我意を以て定んとする時ハ却て災ひ有人として是を悟す

水戸黄門仁徳錄

んば終にハ愁の道塵に入永く苦患を受けるのみか未來永劫淨む瀬となるべし家内の事さへ我思ふ儘には行ぬものなれを況や何事も我思様にハ行届ぬ物ぞかし此度予が難風に逢し始終書殘し天下政事の心得にもと當屋形へ送るべし其方江戶へ歸り其旨篤とせよとの仰に御暇を賜りける初年月移り元祿十三年午六月の末西山公時鳥の啼を聞し召最早夏も末よりと一首の和歌に杜阜はれも獨り淋しきに我を誘へ死川の山洛に とき遊ばしける其年十月中旬旬御風邪の心地迎打臥給ひ次第に御病氣重らせ給へば江戶御館へ達し綱條卿にも御下向有西山公御對面此時は只悴は參りしかどのみ御仰之種々様々御手を盡し品を替て御養生申上げるも天命の歸せる處は上下別無終に元祿十三庚午年十二月六日御壽命七十三歳御逝去なり御一生の中御仁徳大成を擧小成を現しつ殊ふ港川の石碎の如く千載の美談之實に御仁徳有難かりし事共なり

水戸黄門仁徳錄

版權所有

全明<sup>(水戸)</sup>治廿三年四月廿八日印刷  
年全月三十日出版

定價金十錢

編輯兼  
發行者

東京府平民  
足立庚吉  
本郷區下駒込村百六十一番地

印刷者

東京府平民  
小林由造  
小石川區掃除町三十三番地

發行所

礫川出版會社  
小石川區掃除町三十三番地

賣捌全國各書肆

